

◇ 医療・看護・介護・福祉の役立つ情報、元気が出る！医労連のホームページをご覧ください

# 愛知県医労連2012秋闘速報14

発行 2012年11月7日 愛知県医労連・西尾書記長  
連絡先 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3労働会館本館403  
TEL052-883-6955 FAX052-883-6956 E-mail irouren@roren.net

【回答速報・2号】11/7統一回答日

## 南生協労組・冬季一時金

## 昨年実績突破！

## 一次回答 3.15カ月

(※旧賃金体系の2.15カ月)

**南生協病院昨年比+0.15カ月**

**ライフネットみなみ昨年比+0.85カ月**

**さらなる上積み回答を求め、11/26団交**

南生協労働組合は、理事会の不当労働行為により愛知県労働委員会で係争中ですが、一時金闘争では秋の統一回答指定日に昨年比0.15カ月上回る3.15カ月の回答を引き出し（医師は2.15カ月・昨年比+0.15カ月）、ライフネットみなみは、昨年実績0.85カ月の大幅前進回答を引き出し、奮闘しています。夏季一時金も2.05カ月で、昨年比0.05カ月アップ回答を引き出し、格差のあったライフネットの一時金は南生協病院と同率支給とさせました。年間一時金実績は5.2カ月（昨年比+0.2カ月）となりました。

団体交渉参加者からは、「年間5.2ヶ月でも、（賃金改定がされて）愛知民医連5法人の最低ランク。見通しを示せ」、「賃金は低いし、労働時間は長い。この回答で満足できない」などの意見が出されました。11/26(月)に第2回団体交渉を行い、上積み回答を求めます。

また、今年7/1(日)から一方的に不利益変更された「パート職員の退職金制度廃止」については、2013年4月1日以降の採用者からとする。」との回答が出され、現時点のパート職員(半日パート)については、既得権が保障され、退職金の支給を約束させました。

「有給の通院休暇制度の廃止」については、「職場管理者の判断で、職場の一時離脱は、従来どおり」という回答を引き出しました。ライフネットみなみの退職金の支給規程がなかったところから、南医療生協の規程を準用するとの表明がありました。



**医療・介護労働者の生活を守る回答を「粘り強く」引き出そう**